

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

法人名：やさしい手留萌

事業所名：やさしい手江戸居宅介護支援事業所

1. 本指針作成の要旨

当事業所（やさしい手江戸居宅介護支援事業所）における感染症の予防及びまん延の防止のため、本指針を定める。

2. 感染症対策に関する基本的考え方

利用者の安全管理の観点から感染対策は、きわめて重要であり、利用者の安全確保は事業所の責務であることから、感染を未然に防止し、感染症が発生した場合、拡大しないように可及的速やかに対応する体制を構築することが必要である。

本事業所では、感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等事業所における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い支援の提供を図るため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

3. 感染管理体制

ア 感染対策委員会の設置

当事業所では、「感染の予防」と「感染症発生時の対応（まん延防止等）」のために必要な次に掲げる事項について検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）を置き、少なくとも6か月に1回以上開催する。

感染対策委員会は、下記の委員で構成する。

委員長：江戸雅夫

委員：林 弥生、平岡明美

感染対策委員会で検討した結果については記録し保管するとともに、職員にその内容の周知徹底を図ることとする。

イ 感染対策委員会の役割

感染対策委員会では、事業所の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定めるほか、感染症が発生した場合の指揮を担うことや、感染対策に係る課題等を共有・解決方法などの検討を行う。

ウ 感染対策担当者の設置

当事業所では、感染対策の措置を確実に実施する為の担当を置く。

感染対策担当者：平岡明美

4. マニュアルの実践と遵守のための職員研修と訓練の定期的な実施

作成したマニュアルを日常の業務の中で、遵守・徹底するために、平常時から、感染症発生時の関係者の連絡網を整備するとともに、関係者が参加して発生を想定した訓練を行い、一連の手順を確認しておく。

例えば、介護職員による異常の発見から管理者への報告、管理者から行政への報告、保健所への連絡等の「報告・連絡系統」を確認するとともに、管理者や保健所等の指示に基づく現場での

対応方法についても、現場で訓練を行いながらの確認などを実施する。

当事業所の職員に対し、感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」を感染対策委員会の企画により行う。

5. 日常の支援にかかる感染管理（平常時の対策）

（１） 利用者の健康管理

担当者を中心に、利用者の健康を管理するために必要な対策を講じる。

利用者は感染症に感染すると重症化するリスクがあるため、標準的な予防に取り組みつつ感染症が発生した場合は拡大を防止することが重要となるため、早期発見及び適切かつ迅速な対応を行うこととする。

（２） 職員の健康管理

管理者を中心に、職員の健康を管理するために必要な対策を講じる。

事業所の職員は、事業所の外部との接触の機会を通じ、事業所に病原体を持ち込む可能性があることを認識する必要がある。日々の業務において、利用者と密接に接触する機会が多く、利用者間の病原体の媒介者となるおそれもあることから、健康管理が重要となる。

（３） 標準的な感染予防策

標準的な感染予防策の実施に必要な対策として、次に掲げることを講じる。

- ア 介護ケア時の適切な手指衛生及び個人防護具の使用の徹底
- イ 利用者への適切な衛生管理の支援及び共用物の衛生管理の徹底
- ウ 衛生資材の十分な備蓄

（４） 衛生管理

事業所の衛生管理の実施に必要な対策として、次に掲げることを講じる

- ア 計画的な清掃等、適切な事業所の環境整備を行う。
- イ 適切な血液・体液・排泄物等の処理について指導する。
- ウ 食品管理や調理過程を衛生的に行うよう指導する。

6. 事業所内で感染症等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

（１） 感染症の発生状況の把握

職員の健康管理上、感染症や、食中毒を疑ったときは、速やかに症状の有無について管理者へ報告する。

管理者は、感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況について報告を受けた場合は、事業所内の職員に必要な指示を行う。またその内容が、保健所等への報告に該当する時は、受診状況と診断名・検査・治療の内容等について報告するとともに、関係機関と連携を図る。

（２） 感染拡大の防止

職員は感染症若しくは食中毒が発生した時、又はそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため、別に定めるマニュアルに従い、速やかに感染拡大防止に対応する。

管理者は協力病院や保健所に相談し、必要な技術的助言を受けるほか、市町村等の関係行政機関へ連絡し、必要な連絡を行うとともに、それらについて職員等へ適切に支持を行う。

感染症及び食中毒 発生時の報告窓口	留萌保健所 電話：0164－42－8327
----------------------	--------------------------

(3) 関係者への連絡

管理者を中心に、関係する事業所、出入り業者等の関係先との情報共有や連携について対策を講じる。

附則

本指針は、令和6年4月1日より施行する